

第4回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年8月28日（水） 午前10時～午前10時55分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員
（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員
（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員
（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- （3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （4）特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- （5）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から藤本委員、使用者代表委員から松川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（本日の議事は全て「公開審議」とすることが確認された。）

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金専門部会における審議結果について」及び議題（2）「岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で行います。

それでは、専門部会の審議結果について、齋藤部会長から報告をお願いします。

○齋藤部会長

専門部会は、8月7日から8月27日まで4回開催し、労働者側から3人、使用者側から2人の参考人意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により審議結果報告が取りまとめられたものです。

審議結果報告につきましては、写しを配付しておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。

(齋藤部会長の指示により、事務局が「審議結果報告」を代読した。)

○事務局

委員のみに配付しております岩手県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧ください。審議結果、5ページになります。

第1回専門部会は、令和6年8月7日に開催いたしました。審議経過につきまして、労働者側、使用者側の金額審議に当たっての基本的な考え方の概要について申し上げます。

労働者代表委員からは、春闘の妥結状況については連合岩手の集約結果で引上げ額、引上げ率とも前年度よりかなり上がっていること、連合本部のまとめと照らし合わせると連合岩手の集計値が妥結額、金額ともに本部を上回っているということ、今後の審議において3要素を基に審議していくこととなるが、ここ最近の岩手の物価は高い水準で推移していて、最低賃金近傍で働く方々が安定した生活を送れない状況にあることから、しっかりと最低賃金の底上げをすることが重要であり、今年の最低賃金引上げへの期待感をひしひしと感じていることから、しっかりとメッセージとなり得る審議が必要であるなどの主張がございました。

使用者代表委員からは、本県においては地域経済を支えている中小企業、小規模事業者の賃上げが極めて重要であり、人手不足等を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていく必要があること、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業、小規模事業者が置かれている経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であるということ、最低賃金の決定に当たっては法定の3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果における賃金上昇率を最も重視するということ、最低賃金をはじめ、賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層推進する必要があるなどの主張がございました。

その後、金額審議に入り、第2回、3回、4回と審議を重ねましたが、意見の一致には至らず、公益委員案及び見解を示して採決いたしました。

続いて、公益委員見解を読み上げます。23ページになります。

公益委員見解。

今年度の専門部会における最低賃金の審議に当たっては、最低賃金法第9条2項に定める労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力の3要素を基本とし、各種データに基づいて検討を行ったところであるが、労働者の生計費について消費者物価指数が昨年度の最低賃金の引上げ以降も引き続き高い水準で上昇が続いていること、特に生活必需品を含む頻

繁に購入する品目に係る消費者物価指数がさらに高い水準の上昇となっていることを重視するとともに、賃金については春季賃上げ妥結状況では全国で昨年を上回る33年ぶりの高い水準の賃上げ率となる中、本県においては全国や隣接県を上回る水準となっていること、また、支払能力を示す賃金改定状況調査による賃上げ率も平成14年以降の最高となっていること等の状況を踏まえ、さらに深刻化する人手不足の中での人材確保や、本県経済の実態を踏まえた地域間格差の是正の観点等を考慮したものである。加えて、賃上げの原資の確保に必要な価格転嫁の動きが道半ばであることや、生産性の向上等への配慮の必要性についても考慮し、これらの諸課題に対応する政府及び岩手県の各種支援策の拡充等、特に地方の中小企業、小規模事業者への重点的な配慮が重要であると考え、政府及び岩手県への要望として答申文に盛り込むこととしたところである。これらの事項を併せて総合的に勘案し、公益委員案として示したものである。

○丸山会長

専門部会の審議結果について事務局の代読による報告がありました。専門部会委員の皆様には連日真摯な審議を尽くしていただきまして、誠にありがとうございました。

それではただ今の専門部会の審議結果の報告について委員の皆様から質問、意見等がございましたら御発言をお願いします。

○瀬川委員

中小企業団体中央会の瀬川でございます。まずもって専門部会の皆さんには、本当にこれまでにない長期間、長時間の審議に尽くしていただいたということで、本当に感謝を申し上げたいと思います。

法定3要素の特に企業の支払能力という点について、どのようなデータ、エビデンスで判断するかということが非常に難しい状況であると私は思っています。これまでも、例えば中小企業の付加価値額であるとか内部留保等々、それから自己資本比率など、そのようなデータを信用調査会社などから提供を受けてでも審議会の資料として活用すべきではないか、と意見を述べております。今回の公益委員見解の中で、支払能力に関しては賃金改定状況調査による賃上げ率が高かったというような説明をいただきましたが、通常の実業の支払能力について具体的にどのような検討が行われたのかについて、お伺いしたいと思います。

○丸山会長

専門部会の審議の中身についての御質問かと思えます。

部会長、御回答いただけますでしょうか。

○齋藤部会長

ただいまの御意見は、公益委員見解の中の支払能力についての捉え方の御質問でございました。

今年の公益委員見解につきましては、審議結果報告書に記載されておりますように生計費、賃金、それから支払能力の3つの要素のデータに基づき検討を行い、総合的に考えていくということが基本でございました。中央最低賃金審議会の日安答申においても、物価上昇率がこれまでにない高い伸び率である3%以上を示し、さらには生活必需品を含む頻繁に購入する品目についての上昇率が5.4%と、これまでにない高い伸びで、最低賃金近傍で生活されている労働者に対する影響が極めて高いということから、今年度の日安答申に当たっては消費者物価指数をまず重視するというところでございました。岩手地方最低賃金審議会においても、生計費について重視した審議を行いました。

それから、賃金につきましては、この公益委員見解に書かれているとおり、全国の春闘の妥結状況は高い伸びを示している状況です。通常は地方のほうが全国よりも低い伸び、低い賃上げ率となっているところですが、今年の春闘の妥結状況について、岩手県は全国平均を上回っており、また、隣接県よりも高い妥結状況になっているということに注目いたしました。

支払能力につきましては、公益委員見解にもございますように、賃金改定状況調査の結果が平成14年以降で最も高い上昇率となっております。この支払能力については、以前から重視しております賃金改定状況調査の第4表の数値を我々専門部会でも常に重視してきておるわけですが、第1表から第4表の①から③までについて、賃金上昇率はランク計で2.3%とか、あるいはCランク計2.7%ということがございます。この数値について、デフレの状況においては、支払能力としてそれをそのまま使うということも可能だと思いますが、先ほど申し上げたとおり、消費者物価指数がそれをかなり上回る状況で、最低賃金近傍でお暮らしになっている労働者の方に与える影響が大きいということもあり、消費者物価指数を重視した中賃の日安答申もございますので、これらのことを踏まえ、専門部会において労働者側、使用者側の御意見をいろいろ聞いた結果、消費者物価を重視して今年の結論を出したということがございます。

また、いわゆる深刻化する人手不足の中で、各県とも、人材獲得競争とでもいうような、人材の確保に頭を悩ませているという問題もございます。人手不足の中での人材確保の難しさについては、労使ともに認識していらっしゃる、使用者側も労働者側も強く意識しているというお話もございました。

そして、地域間格差の是正についても、例えば1人当たりの県ごとのG

DPで言いますと、本県は35位であり、隣接県よりも高い水準になってきておりますし、Bランクに近い状況になってきているというようなことでもありますので、そういったことを総合的に勘案したということです。

一方で、使用者側からは、取引における価格転嫁がなかなか進んでいない部分もあるということで、むしろ道半ばであるという御主張もございましたし、賃金の引上げは生産性が向上してから行うべきではないかというような御主張もございましたので、そういったことも踏まえて、総合的に考えて引上げ額を決めさせていただいたということです。

なお、やはり諸課題に対しては、政府あるいは県の政策も非常に重要ですので、要望項目として答申文に盛り込んで、強く要望してまいりたいということもございます。

○丸山会長

ありがとうございました。

○瀬川委員

全般にわたる御説明をいただきました。すみません、そこまで全部のことを聞いているわけではなくて、支払能力に関して、今当局が準備しているデータだけで本当に判断できるものなのかどうかというところをちょっと疑問に思っって質問したところです。支払能力に関するデータを今後、来年以降きちんとデータなりエビデンスで示し、法定3要素のデータにより審議できるようにしてほしいという思いがあって、支払能力について質問をさせていただきました。なので、これはまた別の機会に取り上げたいと思います。

○丸山会長

従来からこの本審の場において、瀬川委員から度々、支払能力に限りませんけれども、データ、根拠に基づく審議という観点で、より適切な資料の利用、あるいはその充実ということについて御発言いただいているということについては承知しておりますので、またしかるべく検討したいと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ、菊池委員。

○菊池委員

菊池でございます。私も基本的に瀬川委員と同じ意見なので、あまり詳しくは申し上げません。先ほど説明のあった今回の公益委員見解については、春闘の引上げ率が高かった、なお岩手県はもっと高かった、だから使用者も払えるだろう、支払能力も大丈夫、という説明になっていたと思います。春闘の結果については、労働者全体の賃上げ率を示しているわけではなくて、一部の組織化された労働者の賃上げ率を抽出してデータ化して

いるわけで、組織化されていない労働者の方々の賃上げ率が果たして今年どうだったかということが疑問になります。皆さんの賃金引上げが高かったから上げましょう、支払能力も大丈夫でしょうというような情緒的な話になってしまいます。そのようなことですから、瀬川委員は支払能力を示すエビデンス、データをしっかり把握した上で、慎重な議論を進めていきたいということをおっしゃっているのです。このことにつきましてはすでに皆さん御存知だと思います。このことは、事務局においてもしっかり御留意いただき、今後の取扱いを進めていただきたいと思います。意見です。

○丸山会長

ありがとうございました。事務局、よろしいですね。

ほか、よろしいでしょうか。

(質問、意見等はなかった。)

○丸山会長

よろしいようなので、質問、意見等を終了し採決に入りたいと思います。

よろしいですか。

(異議はなかった。)

○丸山会長

それでは専門部会で採択された行政機関への要望事項を盛り込み、答申をするという了解のもとで採決に入りたいと思います。なお、岩手労働局長への答申については例年の書式により行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

〈議案1〉

現行の岩手県最低賃金時間額893円を59円引上げ952円とする(引上げ率6.61%)。

〈採決〉

賛成9名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名)、反対5名(使用者代表委員5名)により議案1が議決された。

〈議案2〉

岩手県最低賃金の発効日を令和6年10月27日とする。

〈採決〉

賛成9名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名)、反対5名(使用者代表委員5名)により議案2が議決された。

○丸山会長

今回の審議結果等について、労使双方から御発言があればお願いします。

○佐々木委員

労働者代表委員の佐々木です。今の結果を受けまして、労働者側としての受止めということで申し述べさせていただきます。

まず、専門部会に当たっての審議には、大変お疲れ様でしたということでお礼を申し上げます。

結果を見れば、本県において今まで最賃の審議が行われた中では最高の引上げ額ということです。使用者代表委員の皆さんは採決で反対されましたが、労働者側の主張については十分な理解が得られているのではないかと思います。私どもが今回重視したというのが、先ほど会長からもお話しがあったとおり、消費者物価指数、特に中分類のところで食品関係の値上げが目立ち、それらの品目の物価指数がかなり高くなっているということ、それを重視して意見を述べてまいりました。

もう一つは、ここ最近の賃金の上昇も認められますが、賃金の低いところは人口の流出がみられ、企業の人材確保が大変難しくなっているということが問題となっています。

そして、先ほどからお話ししているとおり、最低賃金近傍で働いている方が、急激な物価上昇によってかなり厳しい生活を強いられているというのが現状にあるということがありましたので、そのことについても意見を述べております。

さらに、ここ数年、隣県、全国との地域間格差が開いているという部分もあり、私どもとしては地域間格差の是正について、最も重要と考えておりました。賃金額の高い低いで競争するわけではないのですが、最低賃金が低いという理由も人口流出の原因になるとも考えられます。春闘の結果について、使用者代表委員の方は、労働組合が組織されている企業は大幅な引き上げになったという結果である、という意見を述べられましたが、企業にとって現在の人手不足の中、人材の確保がなかなか難しいという状況で、経営的には厳しいけれども、人材の確保のために賃金を引き上げざるを得ないというのが実情だと思います。

最低賃金近傍で働いている労働者の生活をしっかりと支えること、地域間格差の是正、人手不足の中での人材確保、これらのことを考慮し、最低賃金を引き上げ、賃金全体を底上げしていくというのが必要であると考え、望みを言えば60円以上の引上げとしたいところではございますけれども、今の情勢等も踏まえた中で、公益委員から提示された59円の引上げについて賛成させていただいたというところでございます。

○丸山会長

ほかの労働者代表委員は、よろしいでしょうか。

(質問、意見等はなかった。)

○丸山会長

では、使用者代表委員からもお願いします。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員

使用者代表委員の藤田でございます。今年度の最低賃金の審議結果につきましては、あくまでも結果ということで厳粛に受け止めざるを得ないというように考えてございます。また、答申文に、行政機関への要望ということで、今回私どもが主体的にお話しさせていただいた経緯もございますが、政府並びに岩手県に対して、賃金の引上げに必要な環境の整備にもっと支援策等を拡充、また強化をしていただきたいという旨の個々の事項を入れさせていただいたということについては、皆様に敬意を表したいと思っております。

さて、今回の59円という引上げが県内の実体経済に見合う引上げなのかどうかということについては、疑問を残した結果であると私は考えてございます。3年前から比べれば、最低賃金は131円、そして伸び率で約16%上がっているという現実です。このような状況において、防衛的な賃上げを行っている企業が多いということは、何度も申し上げているところですが、今回の岩手県最低賃金の引上げでどれだけの中小企業・小規模事業者に影響を与えるかというのは極めて難しい問題と申しますが、逆に言えば多くの中小企業・小規模事業者に影響を与えかねないという結果だということに認識してございます。

専門部会の委員として意見を述べさせていただきましたので、あえてこの場で繰り返すことはいたしません。どうしても消費者物価指数が3%台、そして生活必需品等が5%台、そして具体的な賃金が2%台なのに、なぜ今回6.6%の引上げになったかということにつきましては疑問が極めて残るということだけは指摘させていただきたいと思っております。ただ、結果は結果として受け止めさせていただきたいと思っております。

最後に、現在の景況は緩やかな回復に向かっているという県内の経済情勢ではございますが、今回の最低賃金の大幅な引上げに伴って県内経済であるとか企業活動に、先ほど申し上げましたけれども、どれだけ影響するのかということが計り知れない部分もあって、これをかなり危惧しているということを付け加えさせて、使用者側の受け止めとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○丸山会長

ありがとうございました。ほかの使用者代表委員はよろしいでしょうか。
(質問、意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、今回の審議結果について、ただいま労使双方からそれぞれのお立場での受止めについて御発言をいただきました。ありがとうございました。

それでは、事務局は答申文の準備をお願いします。

(答申文(案)が、各委員に配付された。)

○丸山会長

事前に確認いたしましたが、答申文には昨日の専門部会において労使合意の上で採択された行政機関への要望事項が盛り込まれておりますので、その点も併せて御確認をお願いします。

御確認いただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいか、委員の皆様にお諮りをいたします。よろしいでしょうか。

(反対はなく、答申文(案)が承認された。)

○丸山会長

ありがとうございました。

それでは、本案を答申文といたしますので、事務局は答申の準備をしてください。

○丸山会長

岩手地方最低賃金審議会は、令和6年7月5日に岩手労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申いたします。

〈岩手県最低賃金の改正決定について(答申)〉

丸山会長が答申文を読み上げた後、栗村局長に、岩手県最低賃金の改正決定について答申文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

○丸山会長

それでは、今後の手続や日程等について事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただいま答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第12条に基づき、異議申出公示を行います。異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっておりますので、9月12日(木)が異議申出の期限となります。異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続に入ります。異議の申出があった場合は、異議申出期限後の第5回本審において異議の申出について審議し、答申をいただくこととなります。

異議申出期限後の第5回本審については、日程調整の結果、9月17日（火）に開催いたします。異議の申出が否決されれば、10月27日（日）に法定発効されることとなりますが、内容を変更する答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行いますので、発効日は10月27日（日）以降となります。

○丸山会長

ただいまの事務局の説明に質問等ございますでしょうか。

よろしいですね。

（質問、意見等はなかった。）

○丸山会長

それでは、これもちまして岩手県最低賃金の審議を終了いたします。同時に専門部会の任務も終了となります。専門部会委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題の3、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料は、No.1からNo.5となります。岩手県では、現在6産業について特定（産業別）最低賃金を定めておりますが、そのうち7月31日（水）までに5産業から特定（産業別）最低賃金の改正決定についての申出書が提出されております。提出された5産業の申出書について、内容、関係書類を審査しましたところ、申出要件を満たしておりましたので、これを受理し、改正決定の必要性の有無について岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

○事務局

それでは、申出書の申出要件等について説明いたします。

資料No.1は、鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書で、労働協約ケースとなります。適用労働者1,453名に対して717名の協約労働者数であり、その割合は49.3%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の協約率となっており、要件を満たしております。

資料No.2は、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者1,835名に対して869名の合意があり、その割合は47.3%となっており、要件を満たしております。

おり、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

資料No.3は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者9,883名に対して5,203名の合意があり、その割合は52.6%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

資料No.4は、百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書で、労働協約ケースとなります。適用労働者1,719名に対して1,202名の協約労働者数であり、その割合は69.9%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の協約率となっております。

資料No.5は、自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者5,108名に対して1,827名の合意があり、その割合は35.7%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

以上、これらの申出書につきましては定量的要件を満たしているものと判断し、受理いたしました。

○丸山会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に質問等があれば、御発言をお願いします。よろしいですか。

(質問、意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、申出のあった5産業について、改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

(諮問文写しが各委員に配付された。)

<特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)>

栗村局長から丸山会長に、申出のあった5産業について、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問文が手交された(最低賃金法第21条(最低賃金に関する重要事項の調査審議))。

○丸山会長

それでは、ただいま確かに諮問を受け取りました。

(4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

では、次の議題に入ります。議題の4、特別小委員会の設置及び委員の推薦についてです。ただいま特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしましたので、必要性の有無を検討する特別小委員会を設置します。

特別小委員会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

岩手地方最低賃金審議会運営規程で、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無を検討する特別小委員会の設置が規定されております。特別小委員会は、本審委員のみで構成し、人数は各側3人の合計9人とされており、辞令は交付しておりません。特別小委員会を9月4日（水）午後1時30分から岩手労働局6階会議室で開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山会長

ただいま事務局から特別小委員会の設置について説明がありました。

特別小委員会の委員は、従来から各側からの推薦に基づき、会長が指名させていただいておりますので、事務局に推薦する委員の報告をお願いしておきます。よろしいですね。

（異議はなかった。）

(5) その他

○丸山会長

それでは、次の議題、議題5、その他に入ります。

事務局のほうで何か用意している議題はありますか。お願いします。

○事務局

前回の審議会以降に提出された要請等につきまして御紹介いたします。

資料No.6を御覧ください。この請願署名及び寄せ書きは、8月7日（水）に岩手県労働組合連合会から提出されたもので、翌8月8日（木）の第2回専門部会において御紹介しておりますが、本日の本審において改めて資料として添付しております。

そして、さらに8月23日（金）に追加分として1,102筆の署名が提出され、合計6,074筆となっております。資料No.6追加分として添付しております。御確認をお願いいたします。

○丸山会長

事務局の説明に何か御質問等ありますでしょうか。よろしいですね。

（質問、意見等はなかった。）

○丸山会長

事務局、ほかに何かありますか。

○事務局

いえ、ございません。

○丸山会長

何もなければ、次の議題に移ります。

その他

○丸山会長

次に、議事以外のその他に入ります。
委員の皆様から何かございますでしょうか。
どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員

すみません、答申文の案が配付されておりますが、私の勘違いでなければ、答申後に答申文正本の写しというのを、以前は配付されていたと記憶しております。今回はいかがでしょうか。

○丸山会長

事務局、お願いします。

○事務局

すみません、用意しておりましたが、お配りするのを失念しておりました。ただいまからお配りしたいと思います。

○丸山会長

大事なことですので、御指摘ありがとうございました。
(答申文写しを委員に配付)

○丸山会長

こちらが正式なものですので、念のため御確認ください。
よろしいですね。佐々木委員、ありがとうございました。

○丸山会長

では、特になければ、これで議事を終了し、進行を事務局にお返しいたします。